

森林計画制度の見直し

新たな森林計画制度の体系

無秩序な伐採、造林未済地の防止強化

一般の森林所有者に対する措置

- ・災害の発生や環境保全上の支障等のおそれがあると認められるとき、無届伐採を行った者に対する伐採の中止や造林についての命令を新設 (平成24年4月1日施行)

早急に間伐を実施するための制度の拡充

要間伐森林所有者等に対する措置

- ・要間伐森林である旨の通知を新設
- ・所有者が必要な間伐等を行わない場合の施業代行を行いやすくする仕組みを構築 (所有者が不確かな場合への対応も含め措置) (平成24年4月1日施行)

施業に必要な土地権利設定手続の改善

一般の森林所有者に対する措置

- ・路網等の設置のために、所有者等が不明な場合でも、他人の土地について権利を設定できるよう、手続を見直し (平成23年7月1日施行済)

森林・林業基本計画

全国森林計画

- ・森林・林業政策のビジョン、森林の整備・保全の実現のためのルール・ガイドラインを分かり易く提示 (皆伐や更新の考え方) (平成23年7月26日閣議決定)

地域森林計画

- ・森林施業の基本的な方法を明示 (皆伐や更新に関する基準・指針を設定)
- ・記載内容の簡素化 (平成23年12月31日までに策定・変更済)

市町村森林整備計画のマスタープラン化

市町村森林整備計画

- ・新たなゾーニングの導入
- ・皆伐や更新基準及びその適用範囲を明示
- ・路網計画・図面計画化
- ・森林経営計画の認定基準 (平成24年3月31日までに策定・変更予定)

森林経営計画の創設

森林経営計画

- ・森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、作業路網に関する事項も含めた計画を作成するとともに施業の実施基準を見直し (平成24年4月1日から作成)

森林の土地の所有者の届出義務の新設

一般の森林所有者に対する措置

- ・新たに林地を取得した場合には、市町村長に届出 (ただし、国土利用計画法に基づく届出 (1ha以上の売買) を行った場合には、届出不要) (平成24年4月1日施行)

森林所有者情報の共有の推進

行政機関における措置

- ・都道府県、市町村において、①土地売買等の届出、不動産登記簿等の情報の内部利用、②登記所等の他行政機関の保有する情報の提供の依頼が可能 (平成23年4月22日施行済)

計画作成者を対象とする直接支払の導入

認定森林所有者等に対する措置

- ・集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を直接支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設 (平成23年4月導入済)

○ 都道府県・市町村による地域主導の森林計画の作成

- ・ 地域森林計画については、同意協議事項を見直すとともに、平成23年12月末までに地域の特性を踏まえた森林の区域、伐採や更新に関する考え方等を記載した計画の変更・樹立を終えたところ。
- ・ 市町村森林整備計画については、平成24年3月末までに計画の変更・樹立を完了すべく手続が行われているところ。

地域森林計画

➡ 平成23年12月末までに計画の変更・樹立を完了

- 地域の特性を踏まえた森林の区域(ゾーニング)の設定や伐採等の施業方法の考え方を提示
- 天然更新を含め更新に関する考え方を明確化
- 同意協議の見直し(伐採、造林、保安林に限定)

市町村森林整備計画

➡ 平成24年3月末までに計画の変更・樹立を完了すべく準備中

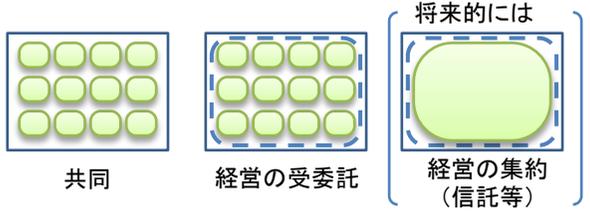
- 地域の森林の諸機能等を踏まえた森林の区域(ゾーニング)や伐採等の施業方法を設定
- 天然更新を含め更新に関する基準を設定
- 森林の区分や路網計画をわかりやすく図示(別紙)
- 准フォレスター等のサポート

○ 面的まとまりをもった森林経営計画制度の創設について

計画作成主体を、自ら森林の経営を行う森林所有者又は森林経営の委託を受けた者とするほか、新たに路網の整備状況等を勘案して計画を認定する森林経営計画制度の創設に伴い、施業の実施基準についても見直しを行い、4月からの制度導入に向けた準備を進めている。

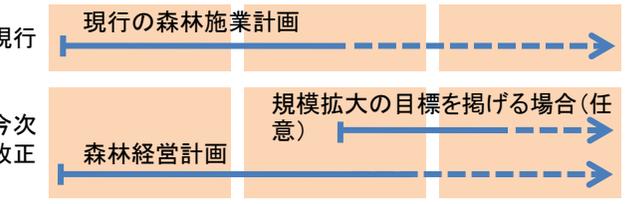
● 森林経営の受委託の促進

これまでは、森林所有者による作成を基本としつつ、森林所有者以外の作成者は、単なる施業委託レベルのものも含まれ不十分な水準。
また、受委託の割合は施業計画全体の4割程度。



まとまりのある
一体的な
整備の実現

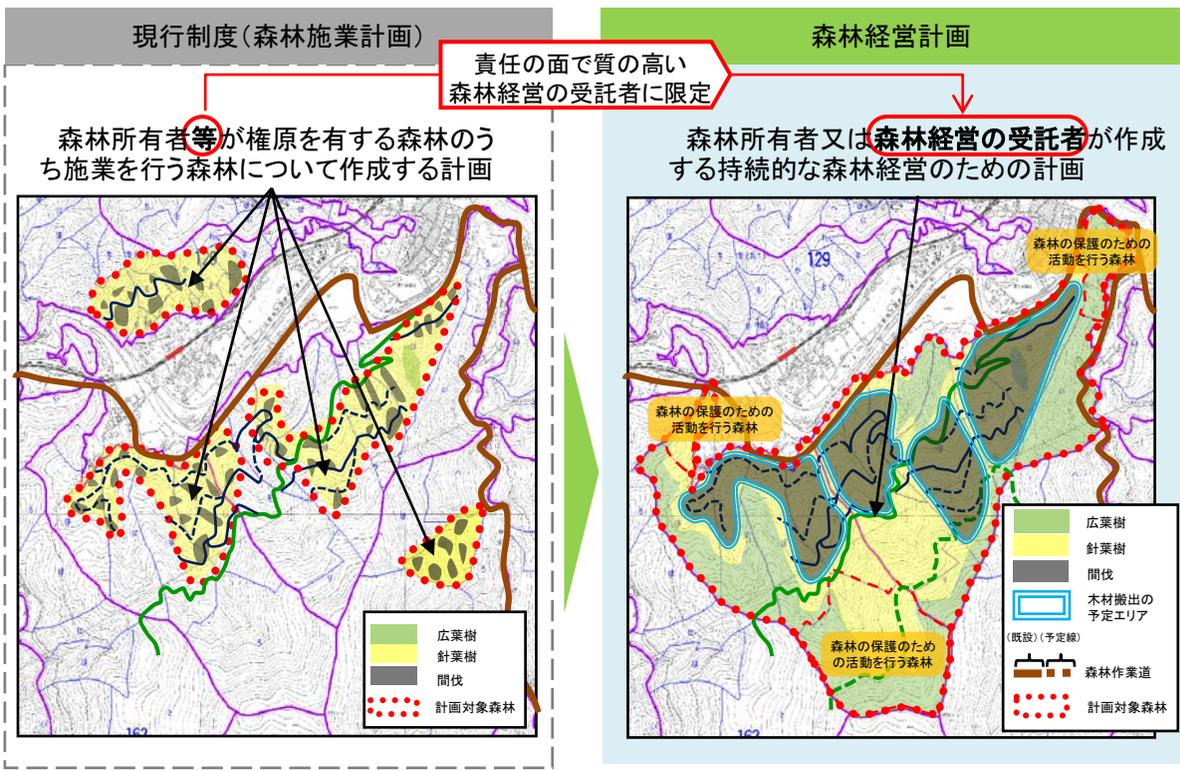
- 引続き所有者が単独で実現
- 引続き所有者同士が共同で実現
- 森林経営の受託により森林組合等が実現



森林所有者以外の森林経営計画の作成主体を、森林経営の受託者に限定し、自ら森林の経営を行う者が作成する計画に転換。

● 面的規律の強化

今次改正において、まとまりのある一体的な整備の外縁(林班単位)を明確化し、これを埋める形で計画を作成する仕組みに改正。これにより、合理的な路網整備や間伐の集約化を推進。



○ 森林経営計画の基準等についての意見・要望への対処

意見・要望

所有者の同意が得られず、林班面積の2分の1以上の面積規模要件を満たすことが非常に困難な場合もあるので、要件を緩和してほしい。



離島や孤立した団地など、森林環境保全直接支援事業(直接支払ハード)の間伐に係る5ha/申請以上の事業採択要件を満たし得ない場合もあるので要件を緩和してほしい。



森林経営計画における施業の実施基準に関して、間伐面積の下限の基準が画一的なので、現場の実態に合うようにしてほしい。



森林経営計画の認定申請の段階では、森林作業道の線形を正確に確定できないケースが多いので、柔軟性をもたせてほしい。



受託により森林経営計画の作成を進めたいが、森林経営委託契約による受託者への委任の程度が高すぎると、森林所有者と契約を結ぶことができない。また、現在進めている提案型集約化施業とも整合する、実態に即した森林経営委託契約書の雛形案を示してほしい。



これから体制を作りつつ提案型集約化施業に取り組む林業事業者(森林組合を含む)には、森林経営計画及びこれに基づく森林環境保全直接支援事業の実施はハードルが高いので基準を下げて欲しい。



具体的な対処

森林経営計画の認定請求者が、働きかけを行っても応じない所有者の森林は、市町村の長が、「あっせん」してもなお応じない場合は、面積規模要件から除外する運用を提示した(詳細:具体例①)。

事業採択要件である5ha/申請は、森林経営計画の認定を受けている場合には、間伐と更新伐を合わせて5ha以上で補助対象とする。また、孤立した林班などで森林経営計画の間伐面積が5haに満たない場合は、原則としてその全てを間伐する場合には補助対象とする予定である。

実施基準の枠組みは国で定めつつ「間伐の間隔」を市町村森林整備計画に委ねるとともに、間伐対象森林に含めるか否かの判断は、森林の現況に応じて適切な対応できるように運用を示した(詳細:具体例②)。

森林経営計画では、予め森林作業道の線形等について確定させる必要がない運用を示している。また、間伐施行地内に設置される森林作業道の支障木伐採の伐採量は間伐の一環として取り扱う運用を示した。

森林経営委託契約については、雛形案及びその解説(別添)を示すとともに、将来的には信託等による質の高い森林の経営を目指す。当面は受託者と森林所有者の信頼関係の程度に応じて、引き続き施業提案などを通じて森林所有者の意向を確認しながら行うことが可能であるとの運用を示した。

法律上、森林施業計画に経過措置を設けた上で、集約化実施計画を併せて作成すれば、当面の間は造林補助事業の対象とすることとしている。また、間伐等の実施について森林整備加速化・林業再生事業による支援対象ともしており、この間に、森林施業の集約化を図る森林施業プランナー等の人材育成に対する支援措置を活用するよう指導している。

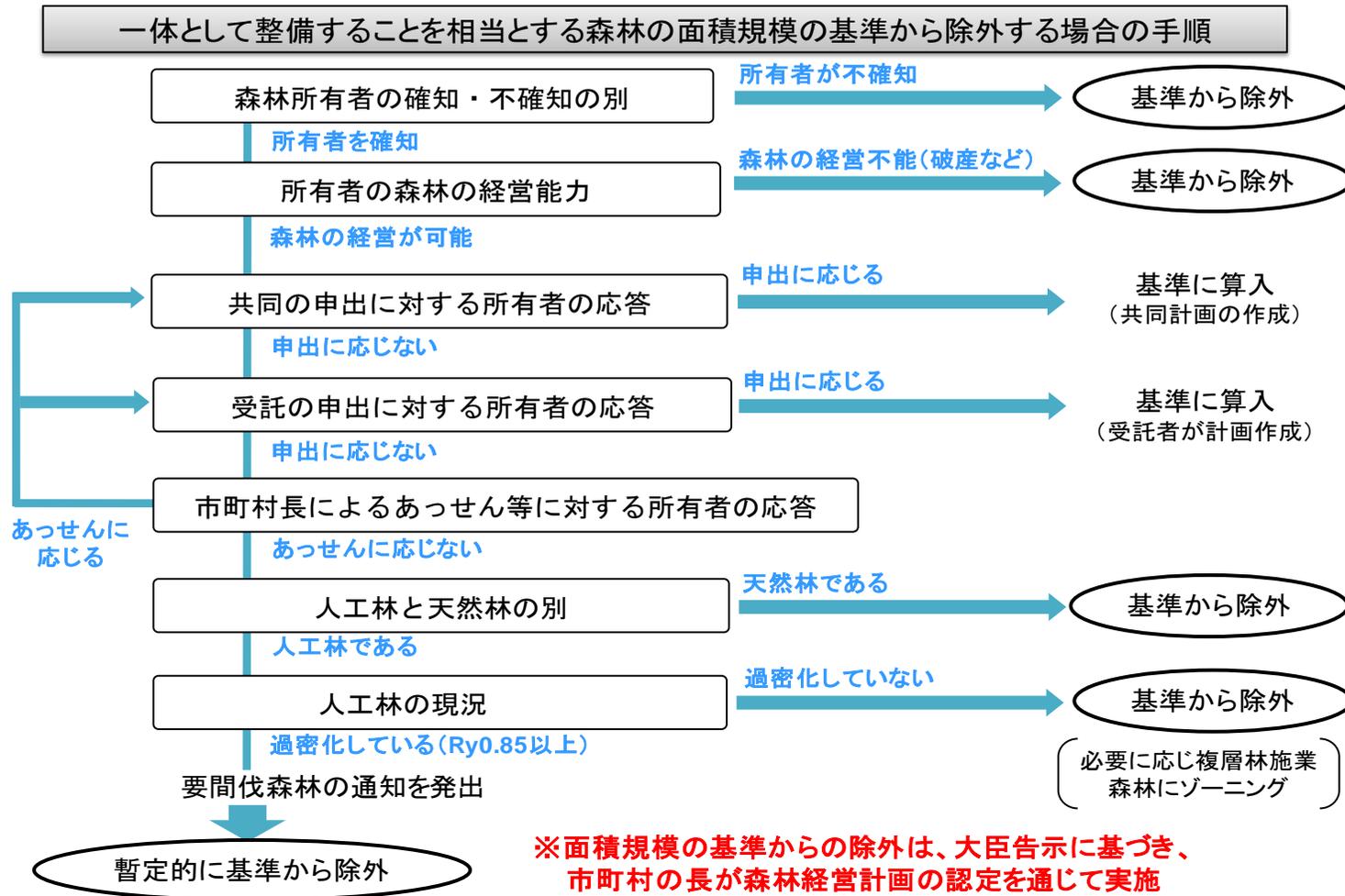
○ 森林経営計画の基準等についての意見・要望への対処の具体例

森林経営計画においては、合理的な路網整備や間伐の集約化を推進するため、まとまりのある一体的な整備の外縁（林班単位）として、林班面積の2分の1以上の面積規模の対象森林を集めなければ認定請求ができないこととしている。

この林班面積の2分の1以上の面積規模要件の適用に関して、

- ① 湿地であるなど立木の更新が著しく困難であると認められる【更新困難地】
- ② 立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる【開発予定地】

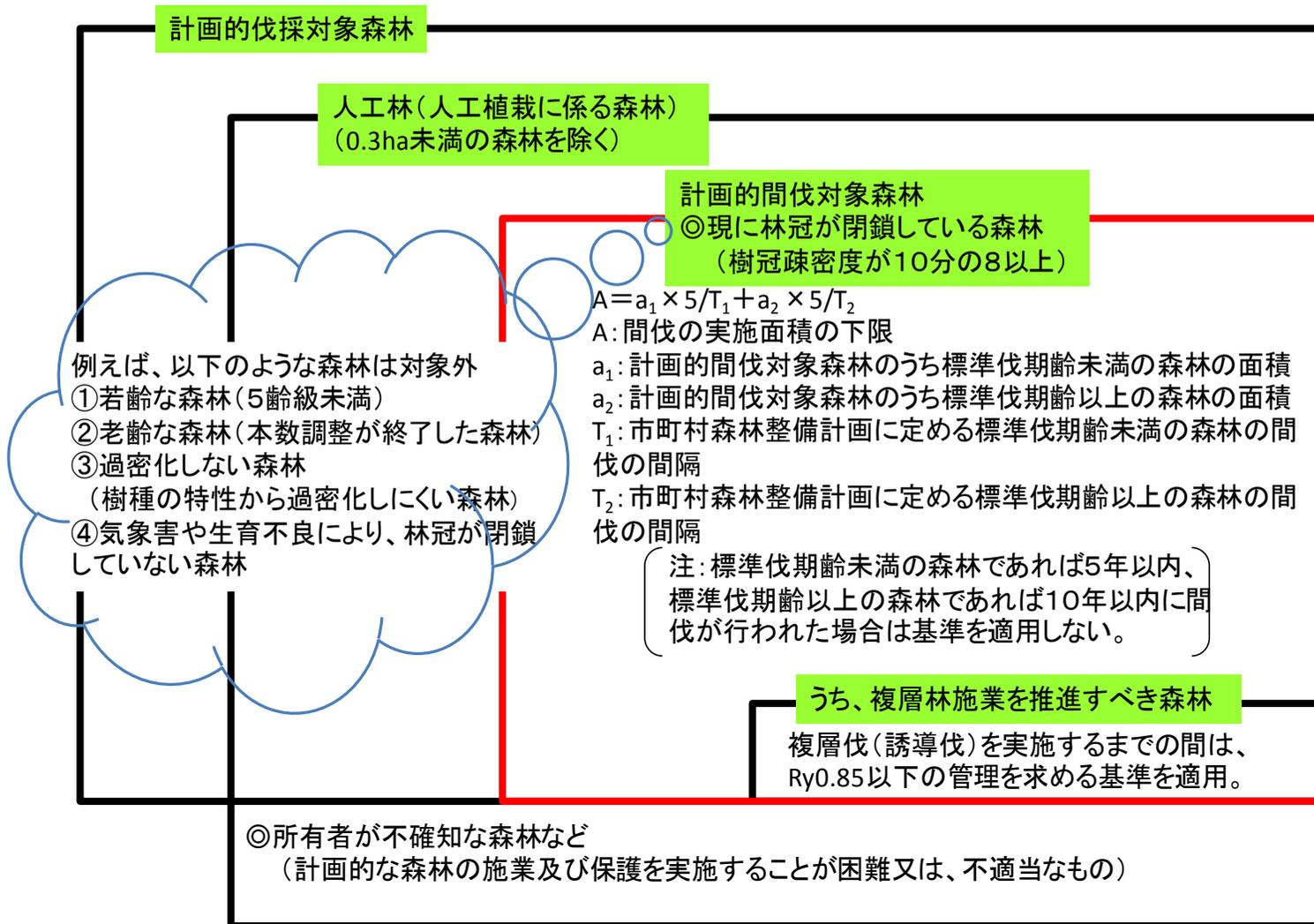
などを除外して計算してよいこととして運用を示していたが、都道府県のヒアリングの過程で「働きかけを行っても、これに応じない森林所有者がいるため画一的に林班面積の2分の1以上を確保することは困難である」との意見が多く寄せられたことから以下のような運用を示すことで、規律を守りつつ現場の実情にも柔軟に対処できるような工夫をしている。



○ 森林経営計画の基準等についての意見・要望への対処の具体例②

森林経営計画の施業の実施基準のうち最も重要な間伐の基準については、人工林において単層林を維持し、繰り返し間伐を実施する森林については、林冠のうっ閉の程度を示す樹冠疎密度を指標として間伐面積の下限を定める仕組みとしている。

しかしながら、この基準についても、都道府県に対して運用案を示した段階で「過密化しにくい樹種で構成される森林、気象害等により林冠が閉鎖していない森林などについての取扱いや、地域の林業にあった間伐の時期、方法などへの適合について配慮してほしい」といった要望が寄せられ、下記のように実施基準の枠組みは国で定めつつ「間伐の間隔」を市町村森林整備計画に委ねるとともに、間伐対象森林に含めるか否かの判断は、森林の現況に応じて適切な対応できるように運用を示している。



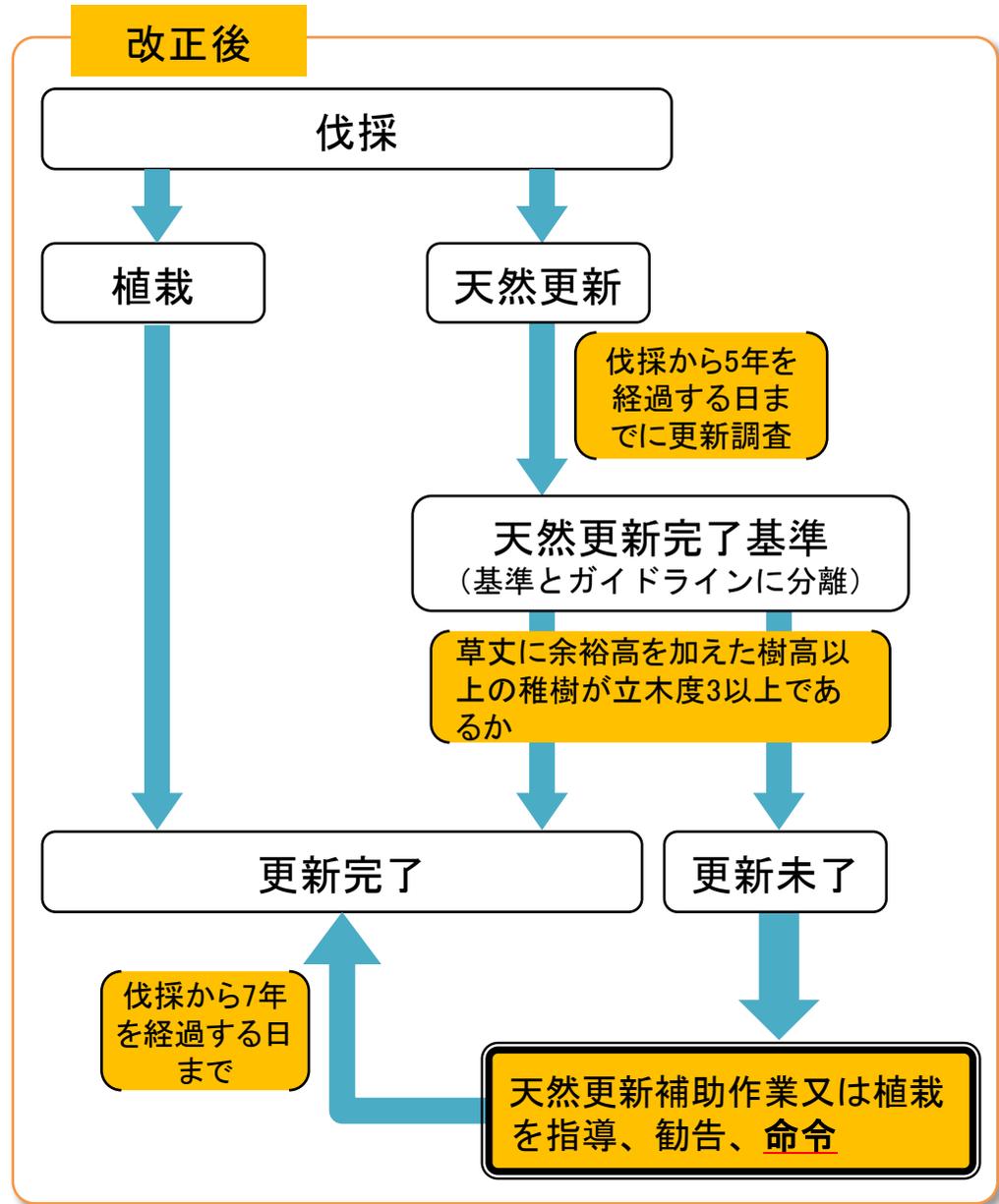
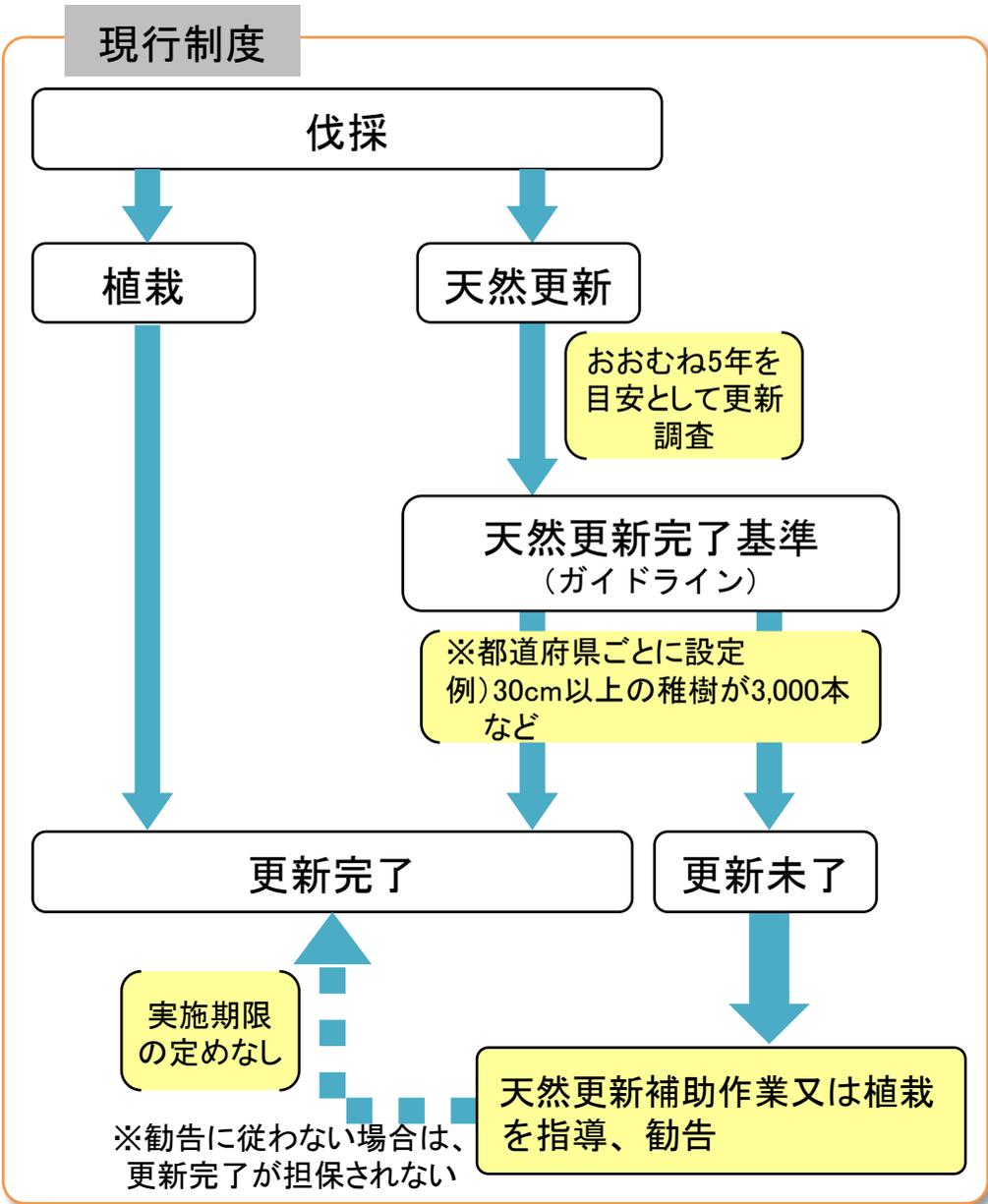
○ 森林経営計画に基づく集約化施業の推進に向けた課題と対応

課題	対応方向	具体的な取組(H24~)
<p>所有者の意欲が低位</p>	<p>所有が小規模であったり、働きかけに応じないなど、意欲が低位な森林所有者に対しては、引き続き提案型集約化施業による収益還元を通じて意欲を喚起。当面の措置として、前述の市町村の長によるあっせんによる林班2分の1要件の確認や、森林整備加速化・林業再生事業の活用により必要な間伐を行いつつ、将来的には森林経営計画への参入を図り、直接支払ハードにより必要な路網整備や間伐等の集約化施業が実施できる体制を構築。</p>	<p>提案型集約化施業による収益還元 森林の経営の受託等による森林経営計画の作成</p> <p>間伐・路網整備等の実施 【森林整備加速化・林業再生事業:基金3年】</p> <p>間伐・路網整備等の実施【直払ハード】</p>
<p>森林情報の未整備</p>	<p>所有者不明、境界不明といった森林情報の未整備については、直接支払ソフトや森林整備加速化・林業再生事業を活用して森林経営計画の作成者が境界明確化を推進。また、市町村の長が、あっせん等を行うために必要な森林情報を他所間の森林情報の活用や市町村森林所有者情報整備事業も活用しつつ整備。</p>	<p>市町村の長によるあっせん等の実施 他所管の森林情報などの活用 【市町村森林所有者情報整備事業】</p> <p>境界明確化の推進 【直払ソフト:基金5カ年】 【森林整備加速化・林業再生事業:基金3年】</p>
<p>受託者の体制が不十分</p>	<p>技術や労務の問題から間伐等の実施や路網整備の施工能力が不十分であったり、提案型集約化施業のノウハウを有していないなど、森林経営計画に基づく集約化施業の実施に不可欠な体制や条件整備が不十分な担い手組織については、森林施業プランナー、素材生産技能者の育成支援の事業を活用しつつ体制を強化するとともに施業集約化・経営計画の作成を促進。特に、役場組合など活動が低位な担い手組織にあっては、事業体との連携を図るなど、森林経営の受託者が不在となる区域を早急に解消。</p>	<p>森林施業プランナー、素材生産技能者の育成等の実施 【森林・林業人材育成対策事業】 【森林・林業人材育成加速化事業:基金3年】</p> <p>施業集約化・経営計画作成の促進【直払ソフト:基金5年】</p> <p>担い手組織の体質強化・事業体との連携 計画作成、事業実行段階のイコールフットイングを徹底</p>
<p>新制度への理解が不十分</p>	<p>新制度の内容は、森林経営計画制度以外にも補助、融資、税制と多岐にわたり情報の質の面でも、量の面でも理解の徹底が不可欠であるため、都道府県、市町村、森林組合等の各段階において説明会の開催、平易なマニュアル等の作成・配布を通じて普及啓発を推進。また、准フォレスター研修等を通じて、より現場に近い段階の理解の水準を向上。</p>	<p>説明会の開催 平易なマニュアル等の作成・配布</p> <p>准フォレスター・フォレスターの育成【人材育成対策】</p>

3力年間で森林施業計画から森林経営計画への移行を完了

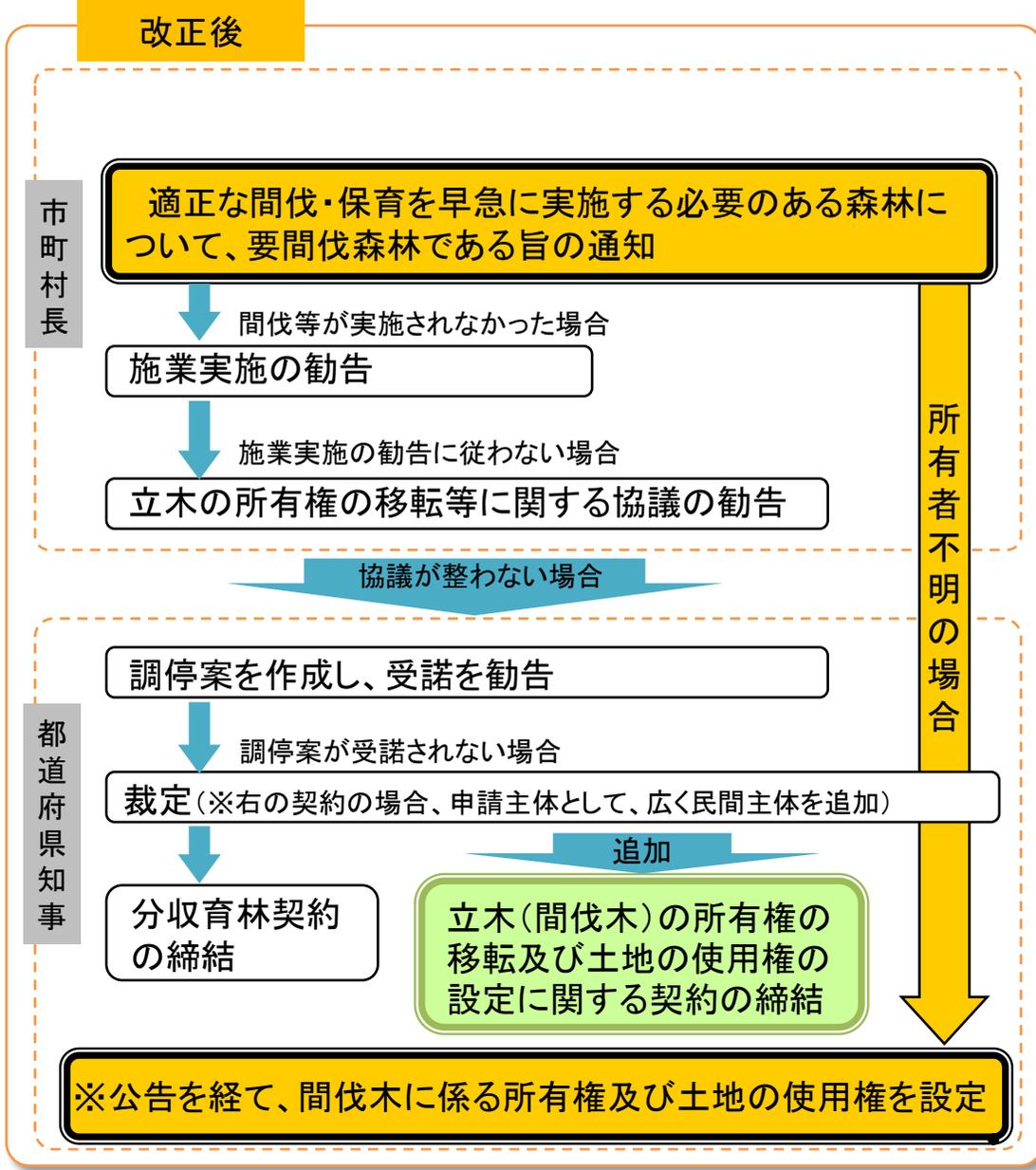
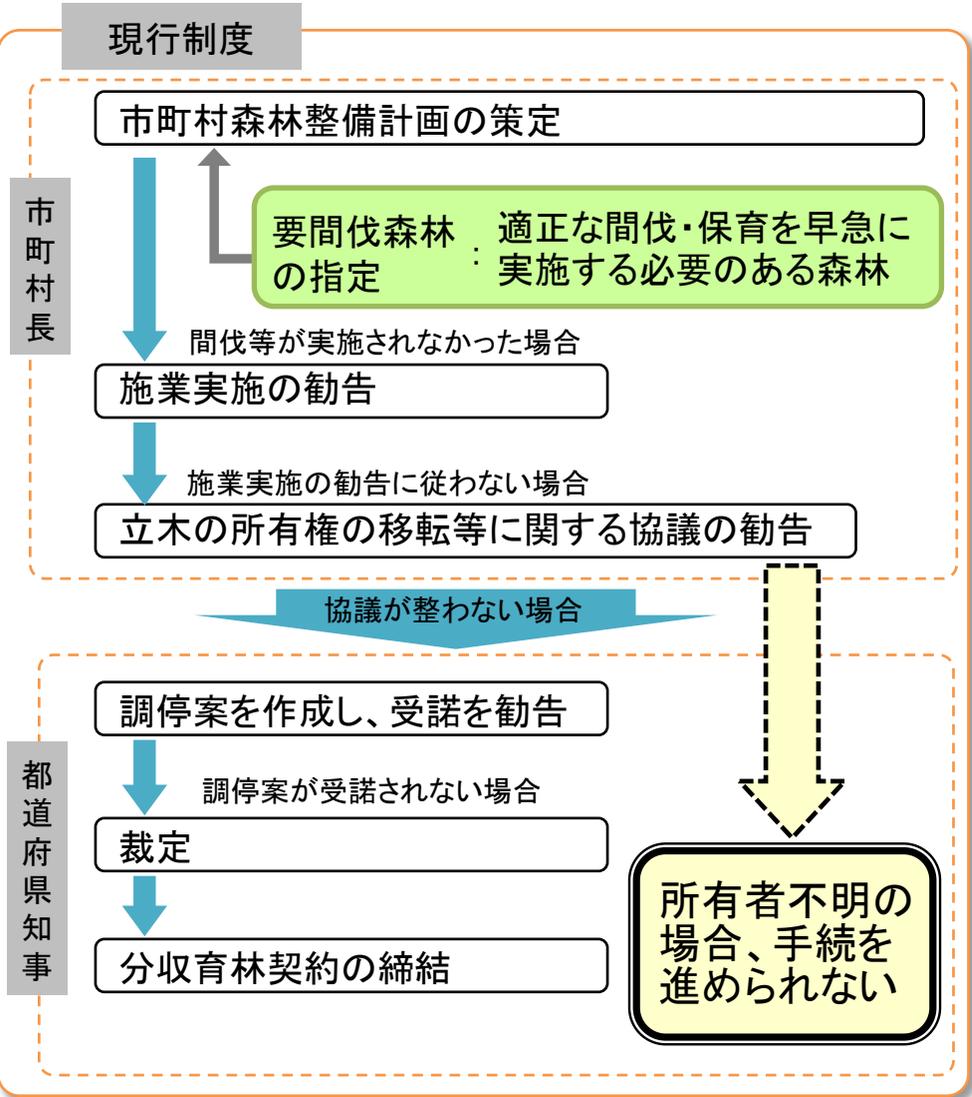
○ 皆伐や更新の考え方・基準の明確化

無届伐採を行った者に対する伐採の中止や造林の命令の新設を受けて、天然更新の完了の判断に必要な事項を整理し、天然更新を行う際の天然更新完了基準の見直しを実施したところ。



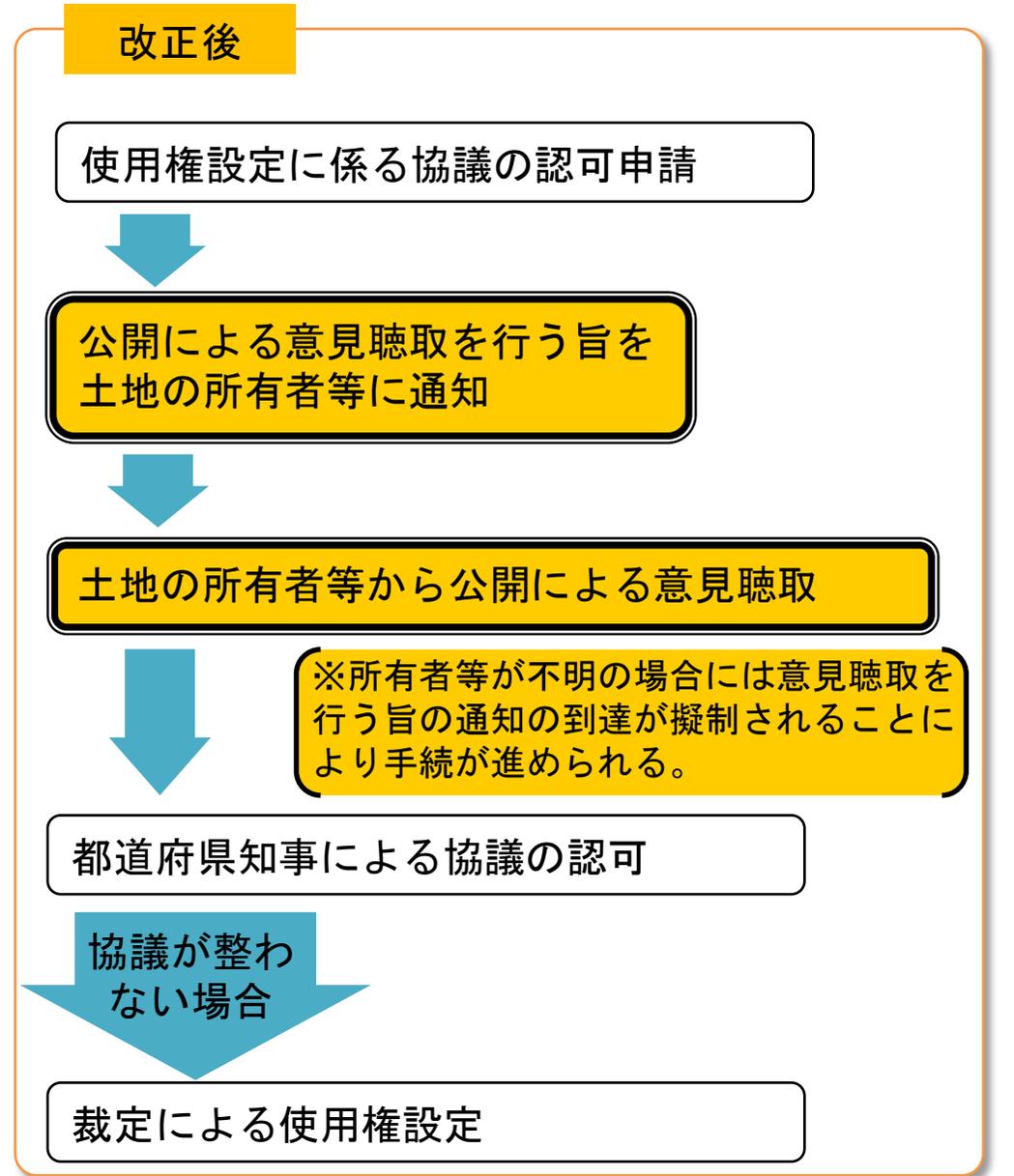
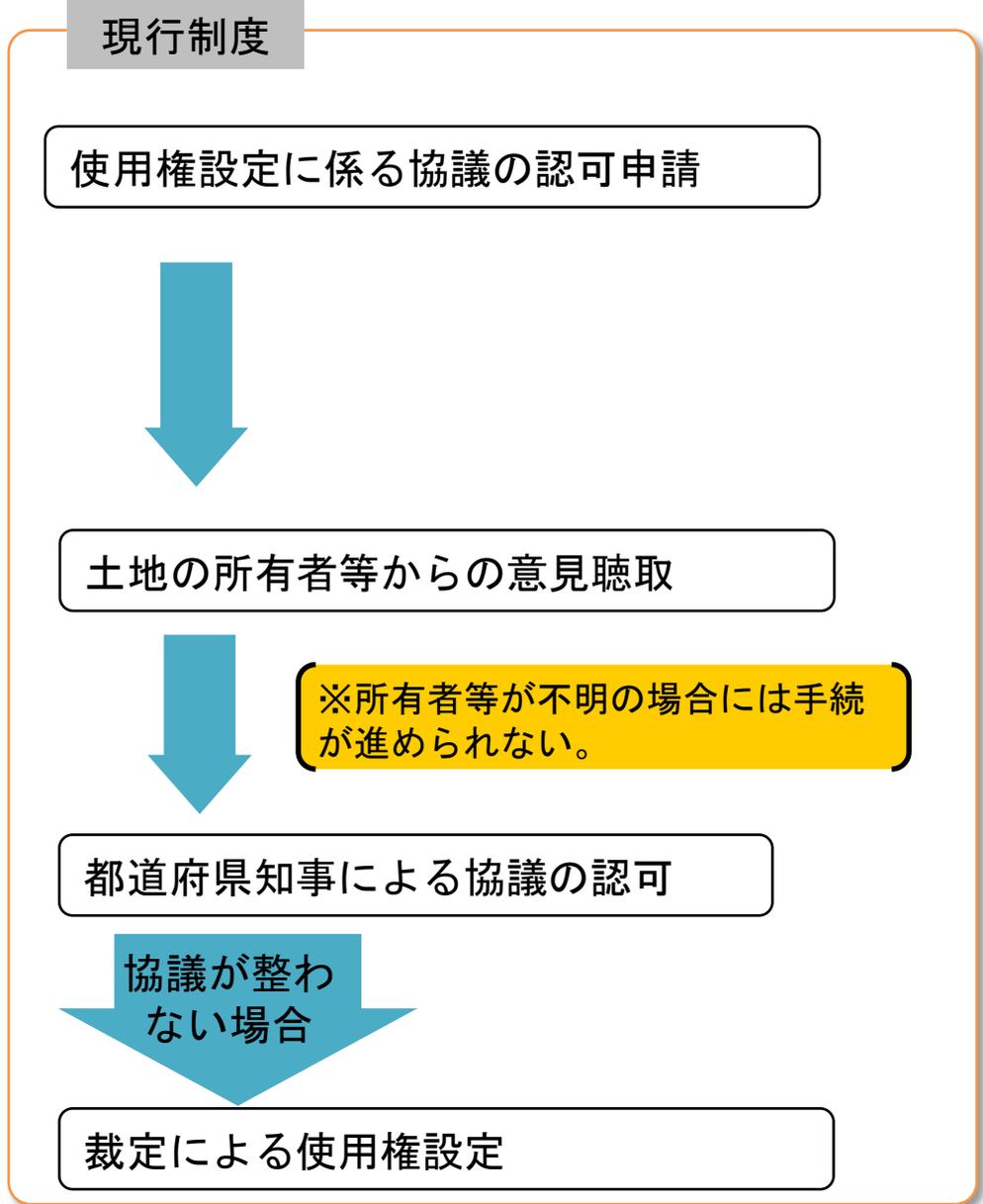
○ 意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組み

4月から要間伐森林について、森林所有者への通知を行うこととするほか、所有者が不明の場合も含め意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みが導入されることにあわせて、要間伐森林制度の運用の見直しを実施したところ。



○ 所有者が不明な場合でも他人の土地について使用権を設定

昨年7月の法施行を受けて、所有者が不明な場合でも他人の土地について使用権を設定する手続きが進められることとし、円滑な作業路網の整備を可能とする仕組みを導入したところ。



○ 森林の土地の所有者の届出義務の新設

森林法に基づく施業の勧告、伐採及び伐採後の造林の届出に係る命令等を円滑に実施するため、4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を導入すべく周知を図っているところ。

制度の概要

新たに森林の土地の所有者となった者

無届 ↓ 虚偽届出

90日以内に届出
(国土利用計画法に基づく届出をしたときは不要)

10万円以下の過料

市町村長

保安林等に係る届出は30日以内に通知

普通林の情報も含めて
情報共有

都道府県知事

制度の周知状況

本制度は相続により森林を取得した者も対象としており、日常森林・林業に全く触れることのない都市住民に対する周知も必要

既に実施済

- ・ 林野庁HP、林野庁広報誌へ掲載
- ・ 主要な林業関係機関誌へ掲載
- ・ 都道府県・市町村広報紙へ掲載

3月中に実施

- ・ 農林水産省広報誌へ掲載
- ・ 全国司法書士連合会、全国行政書士連合会等の機関誌へ掲載
- ・ 都道府県・市町村へ周知用チラシを配布
- ・ 法務局へ周知用チラシを配布

○ 森林所有者情報の共有の推進

昨年4月から他の行政が保有する森林所有者情報の利用が可能となるよう関係各省との調整を了したところ。

